

## 出産育児一時金の直接支払制度に係る4月以降の対応について

### I. 実施猶予の延長

- 1 平成23年3月31日まで一年間延長する。
  - 2 実施猶予医療機関において、出産費用をあらかじめ用意できない等により、支払が困難な妊婦に対しては、以下のいずれかの措置を講ずる。
    - ア 個別に直接支払制度に対応する。(医療機関の判断により、妊婦が出産育児一時金を受け取るまで支払いを待つことでも可)
    - イ 保険者による出産費用の貸付や、都道府県社会福祉協議会による生活福祉貸付を受けられるよう、制度の説明や申請の支援等の便宜を図る。
- ※ 直接支払制度に対応していない旨の院内掲示と、制度に対応していない旨を説明し、妊婦の合意を得ることについては、これまでと同様。

### II. 医療機関の資金繰りへの支援

- 1 支払の早期化を図るため、正常分娩について、磁気媒体での請求については、現行月1回の請求・支払を月2回とする。
- 2 国保中央会において磁気請求に必要なソフトを作成し、HP上でダウンロード可能とする。
- 3 福祉医療機構における出産育児一時金等の制度改正に伴う経営安定化資金の融資について、次の条件緩和を行う予定。
  - ・ 貸付金利について、資金調達方法の見直しにより、現行金利より更に引き下げる。
  - ・ 無担保融資限度額(3000万円)を廃止するとともに、担保を提供していただける場合には、若干の金利を上乗せし保証人を免除する貸付制度を開始する(個人事業主の場合には、担保が無い場合でも免除可能)。

## 直接支払制度の実施状況調査について

### I 調査概要

#### (1) 調査対象

平成21年10月～12月の出産に係る直接支払制度の実施実績が0～5件の医療機関。

#### (2) 調査期間

平成22年2月12日～2月23日

#### (3) 調査方法

対象医療機関計388施設に対して、調査票を送付。有効回答数228(回収率59%)

### II 調査結果

#### (1) 調査結果のポイント

- ・ 回答医療機関の41.1%が、既に全面的に実施。((2)1)
- ・ 現在、部分的に実施、または、全面的に実施を見合わせている医療機関の71.1%が、その理由として、資金繰りの問題を挙げている。((2)2)
- ・ 現在、全面的に実施している医療機関の59.3%が、効果は限定的であっても、22年度からの支払早期化を希望。((2)3-1)
- ・ 4月以降については、現在、部分的に実施、または、全面的に実施を見合わせている医療機関の53.2%が、部分的な実施であれば対応可能、37.3%が4月以降も全面実施は困難。((2)4)

#### (2) 調査結果概要

##### 1. 出産育児一時金の直接支払制度の実施状況について

(%)

	全体 n=227	病院 n=60	診療所 n=167
全面的に実施している。	41.4 (94)	75.0 (45)	29.3 (49)
資金繰りが許す範囲で実施している。	5.3 (12)	0.0 (0)	7.2 (12)
基本的には実施を見合わせているが、出産費用をあらかじめ用意できない等により、あくまで制度の利用を希望する妊婦等については、個別に対応している。	23.8 (54)	11.7 (7)	28.1 (47)
全面的に実施を見合わせている。	29.5 (67)	13.3 (8)	35.3 (59)

※( )内は実数

2. 実施を見合わせている理由(複数回答)(部分的に実施・全面的に実施を見合わせている医療機関を集計)

(%)

	全体 n=128	病院 n=14	診療所 n=114
資金繰りに支障を来し、診療がたち行かなくなる可能性があるため。	71.1	50.0	73.7
合意文書や、専用請求書、明細書の作成など、事務的負担が大きいため。	65.6	50.0	67.5
明細書作成などに対応するためのシステム改修を行う必要があるため。	28.1	28.6	28.1
その他	24.2	42.9	21.9

※その他の主な内容:直接支払制度そのものに反対。経営困難・事務的負担が大きい。制度変更の説明が直前過ぎて間に合わなかった。等

3-1. 支払早期化について(全面的に実施している医療機関を集計)(複数回答)

(%)

	全体 n=86	病院 n=43	診療所 n=43
効果は限定的であるが、22年度からの導入が望ましい。	59.3	60.5	58.1
22年度については効果が限定的であるので、22年度については実施猶予を延長した上で、23年度以降も直接支払制度を実施することとした場合には、23年度から十分に短縮して早期化を実施して欲しい。	24.4	18.6	30.2
その他	17.4	23.3	11.6

3-2. 支払早期化について(部分的に実施・全面的に実施を見合わせている医療機関を集計)(複数回答)

(%)

	全体 n=125	病院 n=14	診療所 n=111
効果は限定的であるが、22年度からの導入が望ましい。	15.2	28.6	13.5
22年度については効果が限定的であるので、22年度については実施猶予を延長した上で、23年度以降も直接支払制度を実施することとした場合には、23年度から十分に短縮して早期化を実施して欲しい。	38.4	42.9	37.8
その他	48.8	35.7	50.5

※その他の主な内容:直接支払制度そのものに反対。退院直後や、1~2週間以内など、さらなる短縮をして欲しい。紙媒体での請求も対象として欲しい。等

4. 4月以降について、どのような形であれば、制度への対応が可能かについて(部分的に実施・全面的に実施を見合わせている医療機関を集計) (%)

	全体 n=126	病院 n=14	診療所 n=112
全面的な実施でも対応可能。	9.5 (12)	28.6 (4)	7.1 (8)
資金繰りの可能な範囲で段階的に対応するという形であれば、対応可能。	11.1 (14)	7.1 (1)	11.6 (13)
出産費用をあらかじめ用意できない等により、あくまで制度の利用を希望する妊婦等に限り個別に対応するという形であれば、対応可能。	42.1 (53)	28.6 (4)	43.8 (49)
4月以降も全面的に対応困難。	37.3 (47)	35.7 (5)	37.5 (42)

※ ( )内は実数

5. 何らかの形でのさらなる実施猶予を行うに当たっては、保険者からは、加入者の方々に制度に対応しているかどうかの情報提供が必要であり、少なくとも、(直接支払を実施していない医療機関ではなく)直接支払を実施している医療機関の名称等のHPへの掲載などが必要との意見について(複数回答)(部分的に実施・全面的に実施を見合わせている医療機関を集計) (%)

	全体 n=125	病院 n=14	診療所 n=111
実施医療機関をHPに掲載することとしても、実施猶予を延長してもらいたい。	38.4	21.4	40.5
実施医療機関をHPに掲載するのであれば、実施猶予は選択しない。	9.6	14.3	9.0
実施猶予は延長してもらいたい、実施医療機関のHP掲載は困る。	21.6	14.3	22.5
その他	32.0	50.0	29.7

※その他の主な内容: 直接支払制度そのものに反対。差別化につながり、弱小医療機関の経営困難に拍車をかける。等

6. その他のご意見等の主な内容

- ・直接支払制度そのものに反対。受取代理制度を復活して欲しい。
- ・支払早期化など資金繰りへの配慮や、事務負担を軽減して欲しい。
- ・妊婦さんに分娩後すぐに支払われるようにすべき。
- ・医療機関の任意とするなど、直接支払制度を強制しないで欲しい。
- ・現場が混乱するので、今後大きな変更はしないで欲しい。
- ・出産の保険適用は反対。 等

## 直接支払制度の支払早期化について

- 月1回申請・1回支払を、それぞれ月2回とし、退院から支払までの期間を、最大58日から47日に11日間短縮、平均所要日数も1か月強(37日程度)に短縮する。
- 追加する申請・支払サイクルは、国保連の前月の異常分娩に係る申請・支払サイクルと合わせ、事務負担の増加を抑える。
- 追加サイクルの対象は、「正常分娩」に係る「磁気請求」での申請とし、支払機関と保険者の事務負担及び経費負担の増加を抑える。
- 22年7月から実施(22年7月25日より追加の請求受付を開始)

### ○現行

退院日	専用請求書提出 (医療機関等→国保連)	保険者への請求 (国保連→保険者)	国保連への支払 (保険者→国保連)	医療機関等への支払 (国保連→医療機関等)	支払までの期間
7月10日～ 7月24日	8月10日	8月20日頃	8月末日頃	9月5日頃	1ヶ月半～2ヶ月程度 (44日～58日)
7月25日～ 8月9日					1ヶ月～1ヶ月半程度 (28日～43日)

### ○22年7月～(月2回請求・支払)

退院日	専用請求書提出 (医療機関等→国保連)	保険者への請求 (国保連→保険者)	国保連への支払 (保険者→国保連)	医療機関等への支払 (国保連→医療機関等)	支払までの期間
7月10日～ 7月24日	7月25日	8月10日～20日頃	8月20日～25日頃	8月21日～末日頃	1ヶ月～1ヶ月半程度 (33日～47日) ※医療機関等への支払 を8月25日とした場合
7月25日～ 8月9日	8月10日	8月20日頃	8月末日頃	9月5日頃	1ヶ月～1ヶ月半程度 (28日～43日)

## 出産育児一時金の制度改正に伴う経営安定化資金の制度概要

○ 出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴う一時的な資金不足に対し、運転資金を融資することで安定的な経営を支援するため、独立行政法人福祉医療機構における経営安定化資金の融資条件を緩和。

区分	通常の経営安定化資金	出産育児一時金等の制度改正に伴う経営安定化資金 (平成21年6月5日から実施)	出産育児一時金等の制度改正に伴う経営安定化資金 (平成21年10月8日から実施)	出産育児一時金等の制度改正に伴う経営安定化資金 (平成22年4月1日から実施)
貸付対象となる施設	病院、診療所、介護老人保健施設	お産を取り扱う病院、診療所、助産所	同左	同左
限度額	病院、介護老人保健施設 ：1億円以内 診療所：4,000万円以内	制度変更に伴い入金が遅れる出産育児一時金等相当額 ※ただし病院・診療所は左記の範囲内	制度変更に伴い入金が遅れる出産育児一時金等相当額 ※既存の経営安定化資金の残債とは別枠で融資限度額を別途設定	同左
金利	・平成21年度は2.0~2.3% ・平成22年4月より引下げ 1.1%(※無保証人の場合は1.3%) (平成22年7月14日現在)	1.6~1.8%(実施期間中《6/5-10/7》の貸付金利) ※貸付実績なし	1.0~1.2%(実施期間中《10/8-3/31》の貸付金利) ※当該貸付先は22年4月以降金利0.8%へ条件変更契約締結	0.8% (※無保証人の場合は1.0%) (平成22年7月14日現在)
償還期間	原則5年以内 (うち据置期間1年以内)	7年以内 (うち据置期間1年以内)	同左	同左
繰上償還にかかる弁済補償金	原則として必要	同左	不要	同左
保証人	法人代表者を含め1名以上 ただし、開設者が個人の場合は同一生計者等のみの保証人は不可 ※平成22年4月より、担保がある場合に保証人をとらない融資メニューを新たに創設。	法人代表者を含め1名以上 ただし、開設者が個人の場合は同一生計者等のみの保証人は不可 無保証不可。	同左 無保証不可。	同左 担保がある場合に保証人をとらない融資メニューを新たに創設。(開設者が個人の場合は無担保・無保証人融資も可能)
担保	原則不動産担保の提供が必要 ただし、1,000万円までは無担保融資可能	原則不動産担保の提供が必要 ・不動産担保が無い場合は診療報酬債権等のみの担保でも可能 ただし、1,000万円までは無担保融資可能	原則不動産担保の提供が必要 ただし、 ・不動産担保が無い場合は診療報酬債権等のみの担保でも可能 ・3,000万円までは無担保融資可能	原則不動産担保の提供が必要 ただし、 ・不動産担保が無い場合は診療報酬債権等のみの担保でも可能 ・無担保融資の限度額の廃止 ①法人の場合は、個人保証があれば無担保融資が可能 ②個人事業者の場合は、個人保証がなくとも無担保融資が可能
適用期間	通常メニュー	平成22年3月31日まで	平成22年6月30日まで	平成23年3月31日まで

# 出産育児一時金の制度改正に伴う経営安定化資金の実施状況

(22年7月9日現在)

施設種類	相談件数	融資申込済		資金交付済	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
病院	54	40	1,636,500	38	1,576,500
診療所	284	166	3,625,500	158	3,431,500
助産所	15	5	17,000	4	12,000
合計	353	211	5,279,000	200	5,020,000

## 直接支払制度の実施状況について ①

### ○ 国民健康保険団体連合会への申請件数

#### ◆ 申請医療機関等数

	21年11月	21年12月	22年1月	22年2月	22年3月	22年4月	22年5月	22年6月
病院	1,099	1,108	1,096	1,100	1,098	1,102	1,086	1,109
診療所	1,376	1,391	1,420	1,406	1,420	1,442	1,376	1,449
助産所	181	193	195	208	202	210	201	214
合計	2,656	2,692	2,711	2,714	2,720	2,754	2,663	2,772

#### ◆ 申請件数

	21年11月	21年12月	22年1月	22年2月	22年3月	22年4月	22年5月	22年6月
病院	22,496	25,102	26,893	26,655	24,538	26,512	25,147	27,374
診療所	22,781	24,959	27,232	27,532	25,459	27,219	25,706	28,630
助産所	624	652	720	780	734	737	714	771
合計	45,901	50,713	54,845	54,967	50,731	54,468	51,567	56,775

## 直接支払制度の実施状況について ②

### ○ 社会保険診療報酬支払基金への申請件数

#### ◆申請医療機関数

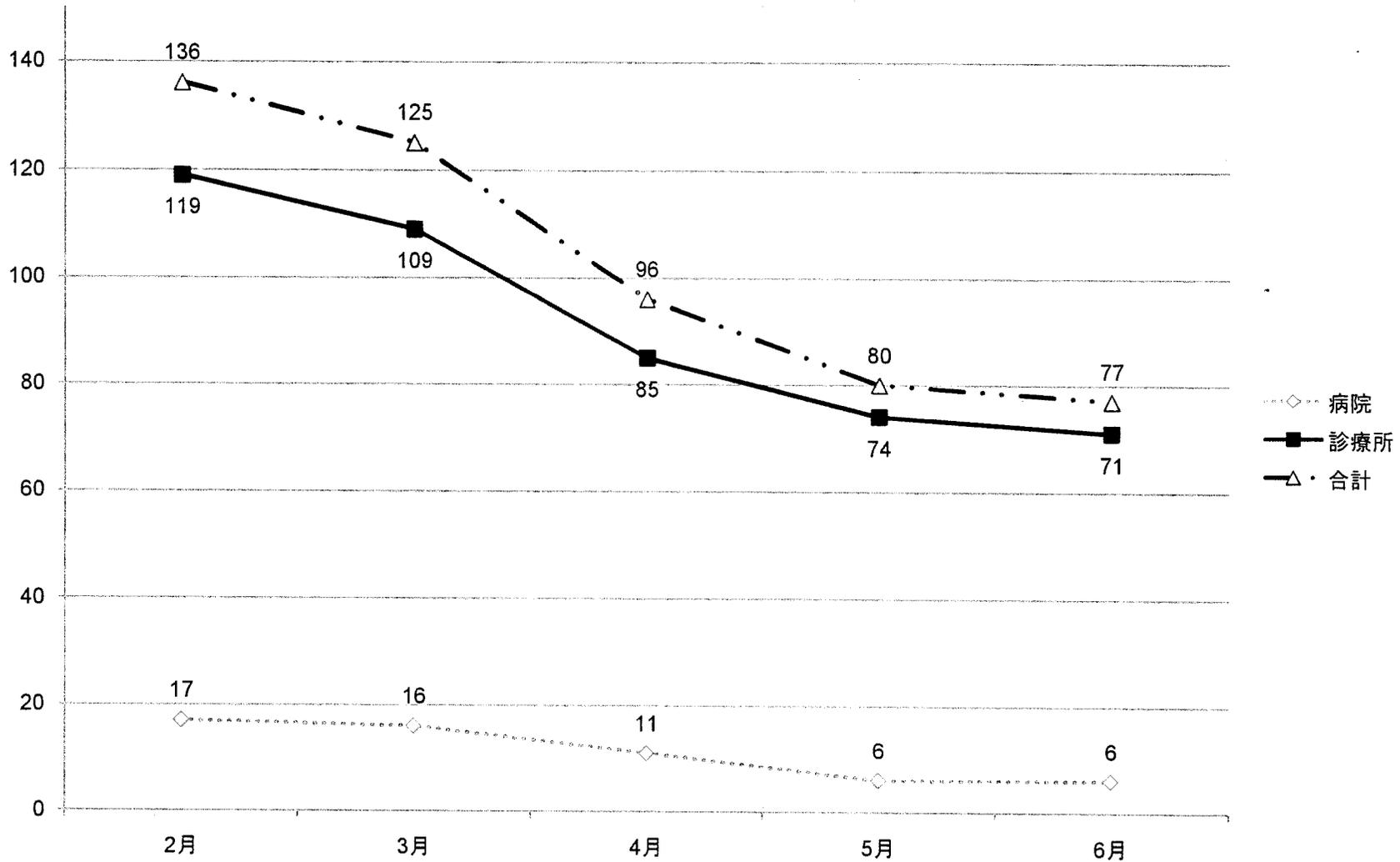
	21年11月	21年12月	22年1月	22年2月	22年3月	22年4月	22年5月	22年6月
病院	1,021	1,045	1,049	1,054	1,047	1,053	1,056	1,058
診療所	1,169	1,197	1,236	1,250	1,256	1,272	1,290	1,298
合計	2,190	2,242	2,285	2,304	2,303	2,325	2,346	2,356

#### ◆申請件数

	21年11月	21年12月	22年1月	22年2月	22年3月	22年4月	22年5月	22年6月
病院	11,095	13,601	14,718	13,861	13,170	14,392	14,199	14,780
診療所	7,754	8,926	9,888	9,811	9,115	10,024	10,116	10,554
合計	18,849	22,527	24,606	23,672	22,285	24,416	24,315	25,334

## 直接支払制度の実施状況について ③

### ○ 直接支払制度の実施実績がないと考えられる医療機関数の推移



※ 厚生労働省保険局において平成22年2月に行った調査、医療機関から国保連への各月の直接支払による申請状況等をもとに保険局にて集計。

※ 4月集計時において、各医療機関において分娩を取り扱っているかどうかを調査し、集計に反映させている。